

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
2	要望の内容	<p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。</p> <p>延長: 2年間</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設 (直近 10 年)</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行 平成 13 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 18 年度: 適用期限の 5 年延長 平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>上記の目的を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする 過疎地域人口(推計)(総務省「原ロビジョンⅡ」) 919万人(2010年)→859万人(2015年)(一部過疎を除く。)</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第 29 条 租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78、同法施行令第 25 条第 12 項 2 号、第 39 条の 7 第 6 項 2 号 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。 「地域主権戦略大綱」(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	23年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(19年11月策定、22年4月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。 上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○過疎地域人口(推計)(総務省「原ロビジョンII」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 若者定住促進を中心としたUJIターン等を通じた就業機会の拡大及び産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するもの。
8	有効性等	① 適用数等	件数 平成19年度 2件 平成20年度 0件 平成21年度 1件 平成22年度(見込み) 2件 平成23年度(見込み) 2件
		② 減収額	平成22年度(見込み) 1億円 平成23年度(見込み) 1億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H19~H21) 本特例措置は、民間企業の立地を過疎地域に誘導するためのインセンティブとなり、企業進出により過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化の展開が可能となる。 これまでの実績では、平成19年度2件、平成21年度1件と僅かであるが、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大につながっているものである。 また、本特例措置により、平成24年度までの雇用増加人員は89人と見込んでおり、今後とも一層の雇用の創出が期待される場所である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19~H21) 本特例措置により、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域の人口減少の抑制につながるものである。 しかし、過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き当該措置の延長が必要である。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切かつ不可欠であり、延長されない場合には、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H19~H21)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>補助金等他の政策手段はない。</p> <p>課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域内に引き続き企業を誘致し、就業機会を拡大することといった、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化につながるものである。</p> <p>また、UJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとなる。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし